



南九州市

農業委員会だより

平成25年3月発行 南九州市農業委員会事務局



南九州市茶業振興会は日本茶（緑茶）をリードする産地として、さらに日本茶の供給基地として、茶業関係者が相互扶助の精神に則り、これまで以上に誇りと責任を持ち茶業に取り組み、南九州市茶業の振興と産地の安定的発展を図るために、平成20年3月に設立されました。

南九州市の茶業は、合併により栽培面積3,450ヘクタール、荒茶生産量11,000トンと、全国で1位の一大産地となっています。しかし、市内に三つの銘柄が存在することになり、市場価値を高めるためにもその統一が課題となっていました。各支部での議論を経て本年度の総代会で、平成28年度をめどに統一した「知覧茶」でのスタートを目指すことが決定されました。

また、市役所茶業課は、市内全域の茶行政サービスを均衡的に取り組むために、4月1日から知覧農業振興センター（元農林水産省茶原種農場跡地）内に移転し、茶業課職員を集約することになりました。

～耕作放棄地・遊休農地を再生しよう！～

農地が荒廃・遊休化すると、近隣の農地に迷惑をかけたり、ゴミの不法投棄が発生したり、農業担い手への農地集積等に悪影響がでるなど、さまざまな問題が発生します。事業を活用して遊休農地を解消しましょう！

○耕作放棄地再生利用緊急対策事業 … 県及び国の補助事業

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援します。

内容：再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）を一括で支援

・重機等を用いて委託作業を行う場合など…補助率1／2以内

本人が作業を行う場合など…5万円／10a（定額支援）

・土づくり（2年目も必要な場合）…2万5千円／10a

窓口：農林水産課 農政係

※その他にもさまざまな支援があります。条件等についてはお問い合わせください。

平成24年度実施地区（知覧町郡地区）



施工前



作業中



施工後



施工後

～耕作放棄地・遊休農地を再生しよう！～

○遊休農地等活用条件整備事業 … 市単独事業

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を経営基盤強化促進法等に基づき売買又は貸借をし、その農地を整備しようとする認定農業者へ支援を行います。

内容：・重機等を用いて委託作業を行う場合など…1/2以内（最大5万円/10a）

本人が作業を行う場合など…3/10以内（最大3万円/10a）

（農地の売買・貸借等を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。）

窓口：農業委員会事務局 農地係または各分室

平成24年度実施地区（知覧町東別府地区）



施工前



施行後

平成24年度実施地区（知覧町郡地区）



施工前



施行後

農地の売買や貸し借り, 宅地等への転用には 農業委員会の許可が必要です。

売買や貸し借り(農地法第3条)の主な許可基準

- ◆申請農地を含め, 所有又は借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
(すべて有効利用要件)
- ◆法人の場合は, 農業生産法人の要件を満たすこと(農業生産法人要件)
- ◆申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ◆申請農地を含め, 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること
(下限面積要件 瀬戸・知覧地区は50a, 川辺地区は30a)
- ◆申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

農地の転用について(農地法第4条, 第5条)

- ◆自分の農地であっても, 宅地や山林など農地以外に転用するとき, あるいは転用目的で売買・賃借などにより転用するときは農地法の許可が必要です。
- ◆許可を受けないで行った場合, 法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく, 農地法違反として罰せられることもあります。
- ◆農地を転用するときは, 必ず事前に農業委員会へ相談ください。

許可申請書・申請受付について

- ◆申請書の受付締切は毎月10日(休日の場合は前日)となっています。
- ◆申請書様式は農業委員会事務局に備え付けてあります。

農業委員会総会開催予定について

- ◆申請内容を審議する総会は毎月末日(休日の場合は前日)に開催されます。
- ◆1月から12月までの一年分の開催計画を市ホームページに掲載しています。

標準処理期間の設定について

- ◆南九州市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について, 申請受付から許可までの標準処理期間を概ね28日と定め, 迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

農地の相続等について

- ◆平成21年12月15日に施行された「改正農地法」で, 相続等により農地の権利を取得した場合, 農業委員会に届出が義務付けられました。

農業者年金をご存知ですか！

しっかり積み立て、
がっちりサポート安心で豊かな老後を



☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。＜家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的に運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

☆税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。＜加入後の入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞



週刊

毎週金曜日発行

月600円 年7,200円(消費税込み)

※ 農業者年金及び全国農業新聞についてのお問い合わせは、最寄りの農業委員会まで。

～南九州市農業公社は農作業の受託も行います。～

公益社団法人 南九州市農業公社は、農業の振興と農村の活性化のために、以下の事業を行っています。

- ① 農作業を代行し、地域農業の維持・振興を図るための農作業受委託に関する事業
- ② 担い手を確保・育成するための研修等に関する事業
- ③ 農地の有効利用と効率的生産の増進を図るための農地の貸借斡旋等に関する事業
- ④ 低コスト農業を支援するための農業機械等の貸付に関する事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

○ 研修生は毎年度募集しています。花きの栽培を志す農業担い手を育成しており、本年度も1名が2年間の研修を終了し、農業後継者として就農します。

○ 農作業の受託は、高齢農家や兼業農家の労働補完と、担い手農家や生産団体の各種作業を補完し、地域農業の維持と振興に寄与しています。



無人ヘリコプター防除作業



水田畔塗り作業

平成25年度 南九州市農業公社受託作業料金表（公社独自作業分抜粋）

作業名		単位	標準賃金	適用
田植え一貫作業		10アール	30,450円	ロータリー3回、代かき、田植えまで一貫して申し込みされると、料金はその都度の申し込みに比較して2,625円割引される。
コンバイン	大豆・そば・菜種	10アール	7,875円	
土壌消毒 (テロン)	ハウス	10アール	5,775円	材料代は別
大豆播種		10アール	6,300円	
水田畔塗り		1メートル	50円	
無人ヘリコプター防除	水稻・麦・大豆	10アール	2,100円	農薬代は別

- ☐ 上記作業料金表には5%の消費税が加算されています。
- ☐ 作業機械の出入りの悪い場合は、受託できませんのでご了承ください。
- ☐ その他、各種条件により料金が加算される場合があります。

※ 公社連絡先 住所：南九州市川辺町平山 3234 番地（市役所 川辺支所内）

電話：0993-56-1111 fax：0993-56-5846

農地の賃借料情報

農地法の改正により、平成21年まで策定していました標準小作料制度が廃止され、年1回、直近の小作料情報をホームページ等でお知らせすることになりました。

今回は平成24年1月から12月にかけて、農地法や経営基盤強化促進法により締結された契約に基づきその結果を掲載いたします。

小作料は貸し手・借り手の双方で良く話し合うことが大事です！

【田の部】

(単位：円／10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地区	11,100	16,000	10,000	13
知覧地区	7,500	13,000	3,000	35
川辺地区	8,000	11,000	3,600	591
市平均	8,100			

【畑の部】

(単位：円／10a)

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地区	15,700	30,000	5,000	193
知覧地区	16,400	30,000	3,000	1,121
川辺地区	8,700	25,000	4,000	283
市平均	16,200			

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※3 「市平均」の平均額は、各地区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

なお、茶園の部については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっていないため、ばらつきが大きく見られましたので、掲載していません。

南九州市茶業振興会で策定する小作料の目安を参考に、貸し手、借り手がよく協議して決めるようにしてください。

農作業標準賃金表

平成25年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

作業名			単位	標準賃金	摘 要	
一 般 農 作 業			1 日	5,300 円以上	実働 8 時間	
山 林 作 業			1 日	6,400 円以上	実働 8 時間 作業労賃のみ	
ロータリー作業		田	1 回目	10a	6,825 円	機械、燃料とも作業者持ち
			2 回目以降		6,300 円	
			代かき		6,825 円	
		畑			4,200 円	
深 耕	プ ラ ウ		10a	4,200 円	機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別	
	プラソイラ			4,200 円		
消 毒	プ ラ ウ 消 毒		10a	4,725 円		機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別
	ロ ー タ リ ー 消 毒			4,725 円		
畦 立 等	畦 立		10a	3,675 円		機械、燃料とも作業者持ち 資材代、薬剤代は別
	畦 立 マ ル チ			6,825 円		
	畦 立 マ ル チ 消 毒			8,400 円		
	マ ル チ (園 芸 作 物)			5,250 円		
肥 料 散 布			10a	3,675 円	肥料代は別	
農 薬 散 布		水 和 剤	10a	3,150 円	農薬代は別	
		粉 剤		1,575 円		
甘しょ 収 穫 等	甘しょつる切り		10a	3,150 円	機械、燃料とも作業者持ち	
	甘しょ掘り			3,150 円		
	甘しょ掘り(自走式ハーベスタ)			15,750 円	機械、燃料とも作業者持ち 運転者 1 人込み	
田 植 え			10a	6,825 円	機械、燃料とも作業者持ち 資材代は別 コンバイン作業は刈り取り のみとし、乾燥料金は含ま ない	
バインダー				8,400 円		
ハーベスタ				7,350 円		
コンバイン	水 稲			15,750 円		

※この標準賃金表には、5%の消費税が加算されています。

◎茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形・不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

◎10 アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算させていただきます。また、ほ場への距離によっても加算する場合があります。

◎コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算させていただきます。

◎一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。